

富山県立高志支援学校タブレット端末利用ルールについて

1 利用目的

タブレット端末は、教育活動のために貸与するものであるため、教科等の学習、特別活動(学級活動、学部行事等)に関連する学習や学校生活を豊かにする活動にのみ利用するものとします。

2 使用上の留意点

(1)貸与品であり、卒業後は新入生が利用することを踏まえ大切に取り扱い、以下の事項は絶対に行わないでください。

- ・売却や廃棄、故意の損傷
- ・第三者への又貸し
- ・デコレーション(シール貼付やペンで描画等)
- ・高温や多湿の場所、気温が0℃以下の場所での放置
- ・その他、タブレット端末や付属品の損傷や故障に結びつく行為

(2)タブレット端末の扱いについては以下のとおりとします。

ア 全体の取扱い

- ・タブレット端末は、原則学校内で使用します。

イ 校内、校外での学習活動時

- ・教員の管理下で利用します。

ウ 自宅

- ①臨時休校等緊急時や家庭での学習活動に必要とする際、校長の許可を受け自宅へ持ち帰る。
- ②インターネットに接続して利用する際は、自宅のWi-Fiに接続する。その際、設定情報の登録は各自で行う。

(3)充電及びインターネット通信に係る経費については以下のとおりです。

- ・学校内での充電及びインターネット通信(富山県立学校生徒用LAN)に係る経費は県が負担します。
- ・自宅等での充電及びWi-Fi等によるインターネット通信に係る経費は利用者負担となります。

(4)ソフトウェア利用時には以下の点に注意してください。

- ・「1 利用目的」に沿った適切な使い方をする。(インターネットで、不適切なサイトにアクセスしない。)
- ・無許諾でのカメラ撮影や録音・録画、学校に関する情報や個人情報等の漏えい、他人への誹謗中傷や差別的行為、アカウントを利用しての物品販売などは厳禁とします。

- ・コンピュータやインターネットを利用する上でのマナーを守って使用してください。
- ・ソフトウェアのインストールには事前手続きが必要となります。(自由にインストールはできません。)

3 紛失・盗難・毀損等への対応

(1) 手続きについて

- ・タブレット端末やその付属品に紛失・盗難・毀損及び不具合が発生した場合は、速やかに学校(担任)へ報告してください。

※ タブレット端末 自宅持ち帰り時の連絡先

本校 076-438-4812

分教室 0766-26-9701

- ・紛失や盗難があった場合は、警察に遺失物届、盗難届を提出するなどの手続きを行い、警察からの証明書を学校に提出してください。

(2) 費用負担について

- ・タブレットの通常の使用による毀損及び不注意による毀損、紛失、盗難などが起きた際、原状復旧については県が負担します。
- ・毀損、紛失、盗難が、故意または重大な過失によるものと認められた場合には、利用者(保護者)が原状復旧に要する費用を負担することになります。

4 その他

- ・本文書に記載されていない事項については、その都度校内で協議し対応します。